

生活習慣病の予防強化

【質問】毎年、会社の健診で肥満といわれますが、なかなか解消しないのが悩みです。健診の仕組みを新しくするなど、国は生活習慣病の予防強化に取り組むようですが、どのような内容でしょうか？

健診を充実

【回答】職場や地域で行われている健康診断（健診）は二〇〇八年度から大きく変わります。今年六月に医療制度改革関連法が成立しましたが、この法律の柱の一つが生活習慣病を予防するためには健診を充実させ、医療費を抑制しようと試みです。厚生労働省は都道府県ごとに目標を設定し、一五年度には患者や予備群を25%減少させることでいます。

糖尿病、高血圧、高脂血症などの生活習慣病は、国民医療費の三割を占め、死因別死亡割合では六割にも達しています。この生活習慣病予防の鍵となるのがメタボリック症候群です。

日本では四十歳以上の男性の二人に一人が、女性の五人に一人が同症候群だといわれています。健診はメタボリック症候群に照準を合わせて行わされます。〇八年度から市町村国民健康保険など の医療保険運営者に、四十歳以上を対象とした健診が義務付けられ、保健指導が強化されます。従来の検査項目に加え、腹部硬化が進展して脳梗塞（こうそく）や心筋梗塞が起つりやすくなります。

メタボリック症候群には、内臓脂肪が引き金となることがあります。この生活習慣病を予防して、肥満の解消についての該当者や予備群は三ランクに分けて、ランクに応じて三十六カ月間生活改善や禁煙、運動などの指導が義務付けられ、保健指導が強化されます。従来の検査項目に加え、腹部硬化が進展して脳梗塞（こうそく）や心筋梗塞が起つりやすくなります。

メタボリック症候群に照準されるQ&A

医療費抑制

（会社員）



メタボリック症候群に照準

率が簡単に上がるとは思えません。国民への啓発活動を十分に行い、国民一人が、健康な生活を送るための健診の意義を理解することが何よりも大切です。また保健指導されますが、県内では、医師や看護師も今までの経験を生かすべく、積極的に参加したいと考えています。肥満の解消については、県医師会では専門医を派遣し、県民の健康と体力相談事業を毎月第一と第三土曜日の午後、県立総合体育館スポーツ科で行っています。この事業への参加をお勧めします。詳細は同課（電095-848-3515）へお問い合わせください。（県医師会）